

<慢性GVHD 1級>

(付 記)

- 本例は、障害の原因となった傷病名が「慢性GVHD」であり、造血幹細胞移植を行うことになった原傷病「急性骨髄性白血病」の初診日が平成26年6月1日であるので、障害認定日は1年6月後の平成27年12月1日となる。

この診断書の障害の状態は、平成28年1月6日現症のもので、障害認定日以降3月以内の診断書であるので、障害認定日の障害の状態はこれで確認できる。

- 傷病は慢性GVHDであるので、診断書①～④、⑧、⑨、⑫、⑬、⑯、⑰欄は必ず記載されていなければならない。
- ②欄は「慢性GVHDの発生日」、③欄は「慢性GVHDのため初めて医師の診療を受けた日」について記載してもらうこと。
- ④欄に造血幹細胞移植を行うことになった原傷病名、その初診日を記載してもらうこと。
- ⑬「2 治療状況」欄に造血幹細胞移植の有無、移植日、慢性GVHDの有無、「造血細胞移植ガイドライン」における慢性GVHDの臓器別スコア及び重症度分類に沿って、程度（軽症・中等症・重症）のいずれかに○を記載してもらうこと。
また、「所見」欄には、上記の程度と診断した臓器別のスコアを記載してもらうこと。
- ⑬「3 その他の所見」欄には、⑬「2 治療状況」欄の補足となる所見やその他の所見について記載してもらうこと。

■ 認 定

検査の結果、慢性GVHDの臓器別スコアが「肺3、眼1、肝1」で重症度分類は「重症」であり、一般状態区分は「オ」、日常生活活動能力等は「ベッド上安静、食事以外は家人の介助が必要、人工呼吸管理」とのことから、「日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの」に該当すると認められるので、1級9号と認定される。